

JRIS 一問一答



日本総研

The Japan Research Institute, Limited

グループ

一問一答【2008】6号

2009年4月13日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司
法律顧問 呉菊華

e-mail : gokikuka@jris.com.cn

http://www.jris.com.cn

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話：021-50451677 fax：021-50546122

質問：

弊社はインテリア材料を取り扱う会社であり、販売先の経済情勢が悪化しているため売掛金の回収に不安を抱えています。こういった状況の下、サプライヤーであるわが社としてリスクを回避するのにどのような措置を採るべきか方法をご教示ください。

回答

世界中に広がる景気後退のため、破産の危機に瀕する企業が増える一方、貴社のように売掛金回収に頭を悩ませる業者も少なくありません。販売先が破産すれば、債権の全額回収はもとより、一円も払ってもらえない可能性も充分考えられます。多くの企業は損失を最小限に抑えるべく、さまざまな措置を取らなければならないと考えているところです。

契約が締結された以上、販売先の状況に不安を持ちながらも商品提供の契約義務を果たさなければならず、また、商品を提供した後は、代金回収に苦しんでしまうことも予想されます。ここでは、《中華人民共和国契約法》¹（以下《契約法》という）により定められる履行抗弁権を紹介します。これをうまく利用することによって、契約の義務を履行しなくとも違約責任を追及されず、契約を履行する前に売掛金回収不能のリスク回避を図ることができると思われます。

1. 不安抗弁権

（1）不安抗弁権の概念

不安抗弁権はいわば履行拒否権の一つです。当事者が互いに債務を負う双務契約においてのみ生ずるもので、先行履行の義務を負う一方当事者が確実に相手先の将来的履行不能

¹ 1999年3月15日第9期全国人民代表大会第二回会議にて可決され、同年10月1日より施行する。

または履行不能の恐れがあることを証明できる場合、相手先により履行され又は履行担保を提供される前、その契約による先行履行の義務を拒否できる権利を言います。

不安抗弁権制度は元々ドイツの法制度であります。《契約法》が制定された際には、不安抗弁権制度が導入され、双務契約の先行履行義務を負う一方に対する権益保護の有力な法的制度として設けられました。相手先の経営状況の悪化がもたらす履行不能、違約されるかもしれないリスクを受けながらも、先行履行義務者は契約通り先行履行をしなければなりません。また履行をしない場合は違約責任が追及されることにより、不安抗弁権制度がなければ、先行履行義務者にとって、あまりにも不公平であり、ビジネス展開の支障になると思われます。このため、この制度が導入されることになったと言えます。

(2) 不安抗弁権の成立条件

《契約法》第 68 条において、「先に債務を履行すべき当事者は、相手先が次に掲げる各号のいずれかに該当することが証明できると確かな証拠がある場合、履行を中止することができる」と規定しており、相手方が次の各号に該当する場合は、不安抗弁権を実施して義務の先行履行を拒否することができます。

- ① 経営状況が著しく悪化した場合
- ② 財産の移転、又は資金を抜け出し隠避して、債務を逃げようとする場合
- ③ 商業上の信用が喪失する場合
- ④ その他の債務履行能力を喪失又は喪失する恐れがある場合

(3) 不安抗弁権の実施及び結果

不安抗弁権は契約履行に前後順序のある双務契約に限られており、《契約法》第 68 条にあげるような相手先が契約履行不能又は履行不能の恐れがある場合のみ先行履行の中止が認められます。不安抗弁権を実施するにあたり、相手先への通知が必要とされ、かつ、第 68 条により挙げられる状況があると確かな証拠がなく、無断で先行履行を中止する場合は、その違約責任を負わなければなりません。また、相手先から適当な担保が提供されるときは履行を再開しなければならないと《契約法》第 69 条²により明確に規定されていますが、どの程度の担保が提供されると先行履行義務者が履行を再開しなければならないか明確な基準がない点について留意する必要があります。

² 第 69 条 (不安抗弁権の行使) : 当事者が本法第 68 条の規定に基づき履行を中止する場合、相手先に通知しなければならない。相手先から適当な担保を提供される場合は、履行を再開しなければならない。履行中止後、相手先が合理的な期間内において履行能力の回復ができず、または適当な担保を提供されていない場合、中止履行の一方が契約を解除することができる。

先行履行を中止した当事者にとって、不安抗弁権を実施することによる結果は二つ考えられます。①相手方の履行保証又は履行により、契約履行を再開することと、②相手先が保証を提供せず若しくは契約履行能力の回復ができない場合、法に依って契約の解除を求め、契約を解除することです。不安抗弁権を実施した場合、先行履行義務のある当事者は相手先の義務を履行され、又は履行担保を提供され、若しくは契約を解除されたことによって、先行履行義務が免除されるか、代金回収不能の不利状況を免れ、先行履行当事者の権益が保護されます。

《中華人民共和國企業破産法》³（以下《破産法》と称する）の関連規定⁴により、企業が破産申請を受理される前の一年以内において、担保のない債務に対して改めて担保を提供してしまう場合、その破産する企業の管理人の求めにより取消しができます⁵。これを破産における取消権（撤銷権）と言います。ゆえに、相手先が担保を提供して一年も経たずに破産する場合、その契約履行の担保が取り消される恐れがあります。その点についても、注意を払う必要があります。

2. 同時履行抗弁権⁶及び先行履行抗弁権⁷

同時履行抗弁権及び先行履行抗弁権はいずれも双務契約に限られており、契約当事者はその同一契約において相互的契約義務を負い、主な契約義務の履行について一定の履行抗弁権を有します。相手先が同時または先行履行をしない、若しくは約定通り正しく履行していない限り、相手先の履行要求を拒否する権利を有します。同時または先行履行抗弁権は相手先に同時または先行履行義務を果たしてもらわない限り、履行要求を拒否権を有することから、一つのリスク回避又はリスク拡大を控える有効措置として利用されています。

³ 《破産法》は2006年8月27日に可決・公布され、2007年6月1日より施行する。

⁴ 《破産法》第31条：人民法院により破産申請を受理される前一年以内、債務者財産に係る次に掲げる行為について、管理人は人民法院に対して取り消しを要求する権利を有する。

①無償で財産を譲渡する場合。

②明らかに不合理的な価格で取引を行う場合。

③担保がない債務について改めて担保を設定する場合。

④期限前の債務を期限前に返済する場合。

⑤債権を放棄する場合。

⁵ 外商投資企業清算弁法の廃止により、会社清算においてそれらの制限がなくなりました。

⁶ 《契約法》第66条（同時履行抗弁権）。当事者が互い債務を負い、履行順序がない場合、同時に履行しなければならない。一方が相手方の先行履行要求を拒否する権利を有する。一方が相手方により約定通りに債務を履行される場合、相手方の履行要求を拒否する権利を有する。

⁷ 《契約法》第67条（先行履行抗弁権）。先行履行義務とし、当事者はお互いに債務を負い、債務履行に順序があり、先行履行義務のある一方が履行していない場合、後に履行の義務者がその履行要求に拒否することができる。

実務上では、特段の約定がない場合、売買契約は同時履行契約とされていますが運輸契約等は一般に前後順序のある契約と思われます。

3. 契約解除権の実施及び契約解除の法的結果

契約当事者の一方は上記の履行抗弁権に基づき、契約解除に至る場合、法に依拠して解除権を実施する必要があります。

契約解除権の行使期限及び解除権の消滅⁸は下表のとおりです。

権利行使期間規定状況	解除権消滅
権利行使期間に関して約定がなく、法的規定もない場合	相手方に催告され、合理的な期間が過ぎても権利行使しなかったときは、その合理的な期間の経過に伴い、解除権が消滅されます。
権利行使期間に関して、約定又は法定規定がある場合	約定又は法定期間が過ぎても、権利を行使しなかったとき、その約定又は法定期間の経過に伴い、解除権が消滅されます。

また、《契約法》第 96 条では、当事者の一方が、第 93 条第 2 項⁹及び第 94 条¹⁰の規定により、契約解除を主張する場合は、相手方に通知しなければならないと解除権を実施するうえで通知手続きが求められております。また契約は、通知が相手先に到達したときを以て解除されます。相手先は異議がある場合において、人民法院又は仲裁機関に対して契約解除の効力について確認を求めることができます。法律、行政法規の規定により契約解除の認可、登記など手続きが必要とされる場合は、当該規定に従わなければなりません。

⁸ 《契約法》第 95 条により規定されています。

⁹ 《契約法》第 93 条第 2 項では、当事者は一方的な契約解除の条件を約定することができる。契約解除条件に満たした場合は、契約解除権利者は契約を解除することができる」と規定しています。

¹⁰ 《契約法》第 94 条（契約の法定解除）では、次にあげる状況のいずれかに該当する場合、当事者は契約を解除することができる。

① 不可抗力により契約の目的が実現できない場合。

② 履行期限満了する前に、当事者の一方が明確に表明又は自らの行為により主要債務を履行しないと表明した場合。

③ 当事者の一方が主要債務の履行を遅延し、催告されても合理的な期間内において履行しない場合。

④ 当事者の一方が主要債務の履行を遅延又はその他の違約行為により契約目的の実現ができない場合。

⑤ 法律法規が規定するその他の状況。

契約解除後、まだ履行されていないものについては、履行を終止することになり、サプライヤーは契約により規定される商品提供義務を履行せずに済みます。また、既に履行されていた場合は、履行状況と契約の性質に応じて、速やかに売掛金の返済を求めるかその他の救済措置をとるとともに損害賠償を求めることができます。

上述の通り、履行抗弁権はあくまでも契約が履行されておらず又は完全に履行されていない場合の有効的な救済措置です。サプライヤーが契約通り商品を提供してしまい、契約での代金支払い期限が到来しないうちに、相手先の経済情勢が悪化している場合、サプライヤーは《契約法》第 94 条の規定する“予期違約制度”¹¹に基づき、契約を解除するとともに、契約で約定された支払期限の到来を待たずに、相手先に代金の支払いを要求することができます。また、相手先はその予期違約行為により、商品代金を期限まで支払う期限の利益が喪失することになります。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。

¹¹ 予期違約は契約の履行期限が到来する前に、当事者の一方が明確に主要債務を履行しないことを表明し、または自らの行為により主要債務を履行しないと表明し、主要契約義務を果たさないと違約を期限満了前に相手方に証明される場合、違約をされ、違約責任を負わせることを指します。予期違約は明示違約と黙示違約に分けており、いずれも主要債務の不履行を表明して期限前の違約を指します。